

# 関東地区大森町ふるさと会会則

- 第1条 本会は、関東地区大森町ふるさと会と称し、事務局を会長宅に置く。
- 第2条 本会は、関東地区およびその近郊に在住する横手市大森町出身者ならびに縁故者をもって組織する。
- 第3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、ふるさとの情報を交換し、あわせて郷土の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会への入会を希望する者は、所定の手続き（入会申し込み）をする。
- 第5条 本会に、次の役員を置く。  
顧問 若干名 会長 1名 副会長 若干名 理事 若干名 監事 2名
- 第6条 役員は、定期総会において会員の中から選任する。
- 第7条 役員は、次の事項を審議する。  
1. 定期総会に関すること 2. 入会、退会、除名に関すること  
3. その他会則に規定のないもの
- 第8条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補充のために選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 第9条 定期総会は、会長の招集により毎年一回開催する。役員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 第10条 本会は、会の運営および目的達成のため、定期総会において役員選任に加え次の事項を審議する。  
1. 会則の改正 2. 会計 3. その他目的達成のための事項
- 第11条 本会の年会費は、年額2,000円（1人または1世帯）とし、定期総会開催日までに納入するものとする。
- 第12条 本会の退会および除名は、次によるものとする。  
1. 退会は、所定の手続き（退会届）をもって行う。  
2. 除名は、次の一つまたは二つ以上に該当した際行う。  
① 年会費を滞納したとき ② 会に損害を与えたとき  
③ 会の名誉を毀損したとき ④ 会の秩序を乱したとき
- 第13条 退会者および除名者に対して、それまでに納入した年会費は返還しない。
- 第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 付 則 1. 本会則は、昭和59年2月19日より施行する。  
2. 平成10年4月1日改正 3. 平成13年4月1日改正  
4. 平成17年2月6日改正 5. 平成19年6月3日改正  
6. 平成24年6月3日改正